

平尾地区の住所変更に関する説明会

実施日：平成 31 年 1 月 20 日（日） 午前 10 時～及び午後 2 時～
1 月 21 日（月） 午後 7 時～

質疑応答

【問】 郵便物はいつまで届きますか。郵便局に転居（転送）の手続きは必要ですか。

【答】 変更後 2 年程度は、旧住所でも配達されると郵便局に確認しています。個別に転居（転送）の手続きをしていただく必要はありません。

【問】 2 年が過ぎた場合でも、転居（転送）の手続きをすれば、配達されますか。

【答】 この質問に対する回答は、郵便局に確認した後、市ホームページに掲載しますが、変更後はできるだけ早く、住所変更の手続きを完了していただくようお願いいたします。

※郵便局からの回答

引越しではないため、転居（転送）の手続きはありません。配達誤りを防ぐためにも、できるだけ早く、住所変更の手続きを完了するようにお願いします。

【問】 郵便の他に、宅配便等も旧住所で配達されますか。

【答】 広報いなぎ、市ホームページでの周知を含め、関係機関に周知をいたします。

【問】 住宅取得控除について、前渡しされる 10 年分の申告書には旧住所が記載されているが、そのまま申告できますか。申告書の再発行は必要ですか。

【答】 この質問に対する回答は、税務署に確認し市ホームページに掲載します。

※日野税務署からの回答

住宅借入金等特別控除証明書（住宅借入金等特別控除申告書）に記載された住所は、旧住所のままでも使用できます。

【問】 住居番号表示板は、付けないといけませんか。付ける場所は決まっていますか。

【答】 平尾地区の住所整理は、町界町名地番整理という手法で実施しています。「住居表示に関する法律」に基づくものではありませんので、住居番号表示板を掲示する義務はありません。表示板は住所をわかりやすくする目的で配布しておりますので、掲示にご協力をお願いします。なお、掲示場所に指定はありませんが、外部からわかりやすい箇所に掲示をお願いします。

【問】 戸籍の附票は書き換わりますか。

【答】 市が手続きをし、書き換わります。

【問】 家族が市外に住んでいますが、本籍は平尾に残っています。手続きは必要ですか。

【答】 該当区域内にある本籍は市が書き換えますので、手続は必要ありません。

【問】 証明書の発行申請は休日でもできますか。

【答】 市役所では毎月第2日曜日、第4土曜日に休日開庁を行っておりますので、その日に申請ができます。なお、平尾出張所、若葉台出張所は休日開庁を行っておりませんので、ご注意ください。

【問】 住民票の書き換えは、どれくらいの期間がかかりますか。

【答】 3月2日中に書き換わります。3月2日と3日は住民票等のコンビニ交付を休止します。

【問】 住所変更手続きをする場合、同封の通知類はコピーでも手続きできますか。

【答】 コピーで手続きが可能かどうかは、各手続き先にご確認をお願いします。